

## Shire 社が表明した提案の意思表明期限の本年 5 月 8 日への延長について

本日、Shire plc(以下、「Shire 社」)により表明がなされましたとおり、Shire plc(以下、「Shire 社」)は、当社からの買収提案に関し、改訂した申出(以下、「本改訂申出」)を受領しています。

本改訂申出は、Shire 社株式 1 株当たり当社株式 0.839 株及び 30.33 米ドル相当の現金にて取得するとの内容です。

2018 年 4 月 23 日の当社株式の終値 4,923 円について、ポンド/円の換算レートとして 1 ポンド 151.51 円、ポンド/米ドルの換算レートとして 1 ポンド 1.3945 ドルを用いて換算すると、本改訂申出は、Shire 社株式 1 株当たり約 49 ポンドとの内容であり、下記にて構成されます。

- 27.26 ポンド相当の当社株式
- 21.75 ポンド相当の現金

本改訂申出に基づく場合、Shire 社の発行済み株式及び今後発行される株式の全ての対価は、約 460 億ポンドとなります。Shire 社の株主は、提案中の本件買収完了前に、従前と同様の方法にて Shire 社が公表、宣言、実施又は支払いを行う配当を受け取る権利を有します。

当社及び当社取締役会は、本改訂申出に際し当社の厳格な投資基準を遵守しております。また、当社は、確固たる配当方針及び信用格付けを維持してまいります。

本件買収完了時点において、Shire 社の株主は、当社株式の約 50%を保有することとなり、当社株式は、東京証券取引所に上場され、また、ニューヨーク証券取引所に ADR プログラムを上場する予定です。

Shire 社の取締役会は、Shire 社による当社への相互デュー・ディリジェンスの完了を含む、今後行われる本件買収に関する提案についてのその他の内容について満足のいく合意に至ることを条件として、本改訂申出を Shire 社株主に対して推奨する用意があるとの見解を当社に示しました。このため、Shire 社の取締役会は、これらの条件に関して、当社と協議していくこととなります。

当社が、Shire 社に対して確定的な提案を行う場合には、以下を条件といたします。

- 本改訂申出の他の内容について同意に至ること。
- 確認的なデュー・ディリジェンスが十分に行われること。
- Shire 社の取締役会において、全会一致かつ無条件の承認が得られること。
- 当社取締役会における最終承認が得られること。

なお、当社は、上記の条件の全部又は一部を放棄する権利を有します。

英国の Panel on Takeovers and Mergers の同意を得て、Shire 社の取締役会は、英国の City Code on Takeovers and Mergers (以下、「Code」) の Rule 2.6(c) に基づき、両社における進行中の協議を完了する期限を 2018 年 5 月 8 日午後 5 時(ロンドン時間)に延長しました。本期限は Shire 社の申請による Panel の同意のもと、Code の Rule 2.6(c) に従ってさらに延長される可能性があります。

さらに、当社は本改訂提案に関し、以下の権利を有します。

- Shire 社に対し、以下の場合には、随時、より不利な内容の提案を行うこと又は複数の種類の対価を組み合わせた提案を行うこと。
  - Shire 社の取締役会の同意又は推奨を得ている場合。
  - 当社が、Shire 社に対して確定的な意図に基づく買収提案を行うことを公表する日において、第三者が、本改訂申出より低い価額にて Shire 社買収の確定的な提案を行うことを公表した場合。
  - Code に基づき、Shire 社がホワイト・ウォッシュ(概要: Shire 社が発行する株式を取得することにより、単独又は共同して、Shire 社の支配を得る取引をいう)の提案を公表した場合。
- Shire 社が、従前と同様の方法にて配当その他の分配の公表、宣言、実施又は支払いを行う配当、当該配当・分配額と同額分、対価を減額すること。

なお、Shire 社に対し確定的な提案がなされる確実性はありません。

以上